

1. 策定の趣旨

大阪府の子どもに関する施策は、2020（令和2）年3月に策定した「大阪府子ども総合計画」後期計画に基づき実施してきました。この計画では、子ども・若者それぞれの生き方・希望を尊重することを前提に、「若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会」、「妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会」、「大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会」の実現をめざして、子どもや家庭を取り巻く様々な課題に対応してきました。

一方、2023（令和5）年の全国の出生数は約72.7万人と8年連続で過去最低となり、また、2023（令和5）年の合計特殊出生率においても1.20と過去最低を更新し、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。

そのような状況に加え、児童虐待の相談対応件数、不登校、いじめ、子どもの自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような中、国においては、2023（令和5）年4月に、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととされました。

大阪府においては、2022（令和4）年度当初に、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含めた一体的な施策推進体制を確立し、総合的かつ一体的に子どもに関する施策を進めてきました。

このたび、「大阪府子ども総合計画」後期計画の理念を継承しつつ、こども基本法において、都道府県は、こども大綱を勘案し、「都道府県こども計画」の策定が求められていることも踏まえ、引き続き対応が必要な課題や新たな課題に対応するため、こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画である「大阪府子ども計画」を策定しました。

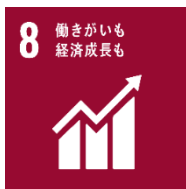
なお、国の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が、こども大綱に一元化されたことを受け、大阪府の「少子化対策基本指針」を本計画に整理・統合し、総合的かつ一体的に取り組んでいくことにしました。

また、今後、社会構造や働き方の変化に伴い、働き手の確保が難しくなる中、児童福祉・保育・教育の現場において、デジタル技術を積極的に活用し、子育て家庭の負担や関係機関の事務負担を軽減し、子ども政策の質の維持・向上を図ることができるよう取り組んでいくことが重要です。

1. 策定の趣旨(続き)

さらに、大阪府では、2025（令和7）年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGs（Sustainable Development Goals）に貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組を進めることによって、この実現に寄与していきます。

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「我々の社会を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された国際目標SDGsのうち、次の11の目標と関連が深いことから、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。



2. 計画の性格

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づくこどもの貧困解消対策についての都道府県計画
- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- 大阪府子ども条例第10条第1項に基づく子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく青少年施策についての総合的な計画
（※少子化対策基本指針（平成31年3月大阪府策定）を本計画に整理・統合）

3. 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間※を見据えた計画
※こども大綱、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画の期間と同じ5年間とします。

4. 計画の構成

本計画に掲げた目標の実現に向け、2029（令和11）年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業を記載します。

5. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」との関係については、市町村の計画で示された目標値を本計画で積み上げ、府域全体の目標値として設定します。

また、主な関連計画は下記のとおりですが、特に、第2次大阪府教育振興基本計画については関連性が高いため、整合を図ります。

＜主な関連計画＞

- ・第2次大阪府教育振興基本計画（令和5年3月策定）
- ・将来ビジョン大阪（平成20年12月策定）
- ・大阪府人権教育推進計画（令和4年9月策定）
- ・第11次大阪府職業能力開発計画〔大阪産業人材育成計画〕（令和4年3月策定）
- ・おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）（令和3年3月策定）
- ・第5期大阪府地域福祉支援計画（令和6年3月策定）
- ・第5次大阪府障がい者計画（令和3年3月策定）
- ・第8次大阪府医療計画（令和6年3月策定）
- ・大阪府自殺対策計画（令和5年3月策定〔平成30年3月より大阪府自殺対策基本指針を法律上の計画に位置付け〕）